

令和 6 年 5 月 31 日現在

機関番号：22701

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13635

研究課題名（和文）国際連盟における国際法の法典化事業と国際法学者ハドソン

研究課題名（英文）Manley O. Hudson and the League of Nations' Project for Codification of International Law

研究代表者

高橋 力也（Takahashi, Rikiya）

横浜市立大学・国際教養学部（教養学系）・准教授

研究者番号：80779843

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、国際連盟において行われた国際法の法典化事業に多大な影響を及ぼしたアメリカ国際法学者ハドソン（Manley O. Hudson）の国際法観や、国際連盟への関与を明らかにすることを通じ、戦間期国際法の発展に対するアメリカの関わりについて史的に解明するものである。

研究の結果、ハドソンが進歩的な国際法観の持ち主であり、旧来の国際法の刷新を目指すべく、国際連盟における法典化の推進に高い期待を示していたことが判明し、対照的に、当時の国務省は国際連盟を中心とした国際法の法典化には消極的な姿勢に終始していたことがわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、史料上の制約に伴う限界があったとはいえ、国際連盟において行われた国際法の法典化事業に対するアメリカの関わりを部分的に明らかにすることができた。同事業は、当時国際連盟が最も力を入れたプロジェクトの一つであったが、この事業に関する先行研究は量、質ともに乏しい状況にある。非加盟国として、国際連盟とは基本的に一定の距離をとっていたはずのアメリカが、特に国際法学者などを中心に国際法の法典化については意外なほどに高い関心を示しており、本研究によって同国の法典化事業への関与について明らかにしたことで、国際連盟史の新たな側面に光を当てる一助となったといえる。

研究成果の概要（英文）： This research aims to elucidate the involvement of the United States in the development of international law during the interwar period by investigating the writings and activities of Manley O. Hudson, an American international lawyer who had a great influence on the League of Nations' codification project of international law. The study also provides a historical perspective on American involvement in the development of international law during the interwar period.

As a result, it reveals that Hudson had a progressive view of international law and expressed high hopes for the enhancement of international law through codification at the League in order to reform the outdated rules of traditional international law. The study also found that the State Department of the United States at that time appeared to remain reluctant to cooperate to the codification project in the League.

研究分野：国際法史

キーワード：国際法の法典化 戦間期国際法 国際連盟

## 1. 研究開始当初の背景

本研究が研究対象の中心に据えたのは、第一次世界大戦と第二次世界大戦のはざまである、いわゆる戦間期の国際法の法典化である。歴史的に国際法は欧州諸国間の慣習を基にしており、20世紀初頭の段階においてもそのほとんどが不文の慣習法であった。この慣習法の内容を明確化するため、条約の形に編纂することを一般に、法典化(codification)と呼ぶ。

第一次世界大戦後、国際連盟と時を同じくして常設国際司法裁判所(PCIJ)が設置され、裁判所が適用する国際法の整備が焦点の問題となる。これを受けて連盟が取り組んだのが、国際法の法典化事業であった。この試みは、国際法に関する特定分野での多国間条約締結のための外交会議開催を目指すもので、長い準備期間を経て、1930年にハーグ国際法典編纂会議を開催してようやく結実した。この事業に関し、独自の法典案を提示するなど特に積極的に参加した国が日本とアメリカであった。1928年の連盟総会決議では両国の貢献が取り上げられ、謝辞が述べられている。

従来国際連盟に関する研究では、通史的研究のほか、安全保障等の政治的問題に重点を置くものが比較的多く、その中では、満洲事変等の武力紛争に対する無力さを強調し、この国際組織について否定的な評価を与えるものが少なかった。これに対し昨今では、社会・経済分野における連盟の活動に着目して、戦間期に連盟が果たした役割を再評価する研究が有力になりつつある。国際法の法典化を取り上げる本研究は、このような近年の歴史研究の傾向に連なる形で、これまであまり注目されてこなかった国際法の発展に対する連盟の貢献に光を当てるものである。

なぜ日本は、連盟の法典化事業に協力することになったのか。これらの二つはいずれも、第一次世界大戦を契機に、欧州外の大国として存在感を高めた国家である。その両国が法典化に参加することは、欧州諸国がこれまで築いてきた既存の国際法秩序である慣習法について、何らかの刷新の要求を意味するようにも思える。これまで筆者は、連盟下での法典化事業に関する日本側の活動について、論文や学会報告の形で成果を発表し、他の研究者との議論を通じて理解を深めてきた。他方で、本格的に検討できていなかったのが、アメリカと法典化事業の関係についてである。本研究では、当時、法典化事業に多大な影響を及ぼしたアメリカの国際法学者ハドソン(Manley O. Hudson)の史料調査を行うことで、アメリカの法典化事業への関わりを明らかにし、日米双方の観点から、同事業の全体像を包括的に把握する一助とすることを企図した。

## 2. 研究の目的

本研究は、ハドソンという一学者の個人文書を主な史料として用い、その思想や活動の解明を通じて、戦間期アメリカにおける法典化に対する思想と政策の連関性を明らかにし、そこから国際法学者が外交政策形成に果たす役割について新たな知見を得ることを目的とした。

ハドソンについては、人物史的研究蓄積は現時点で乏しい状況にある。PCIJ判事、国連国際法委員会の委員を担うなど、戦前から戦後にわたり世界的な国際法の権威として知られ、外交官、活動家としての顔も持つハドソンだが、その多岐にわたる活動や思想の内実には迫る研究は少ない。その中で特筆すべきものとして、1970年代にデンバー大学に提出された、ハドソンの個人文書を徹底的に渉猟し、生い立ちから国際法学への思想的貢献までを緻密に検討した博士論文(James Thomas Kenny, "The Contributions of Manley O. Hudson to Modern International Law and Organization," Ph.D. Dissertation, University of Denver (1976))があるが、それを踏まえた研究の進展はその後なく、またこの博士論文自体も、法典化事業とハドソンの関与そのものについて正面から取り組んだものではなかった。

そうしたハドソンの人物史研究の蓄積に貢献することに加え、本研究では、研究の視角という面でも学術的な独自性を確立することを試みた。すなわち、従来国家中心の外交史的アプローチが取られることが多かった国際連盟史の研究に対して、国際法学者という個人に注目し、彼らの外交政策に対する実際の影響の実証を行った。国際法学者の学説が外交政策に与える影響については、先駆的研究として篠原初枝『戦争の法から平和の法へ - 戦間期のアメリカ国際法学者』(東京大学出版会、2003年)があり、その学際的な研究手法を参考にしつつ、本研究は法典化事業についての国際法学者の役割を考察した。

### 3. 研究の方法

本研究では、上記の目的を受けて、次の2点を明らかにすることを試みた。第一は、国際法の法典化に関するハドソンの思想的背景で、第二が、アメリカが法典化事業に積極的に参画するに至った経緯である。それぞれの点に応じて、以下のような研究方法を採った。

第一の点については、ハドソンが公表した膨大な数に及ぶ論説・論文・著書等をひもとくことで、その思想的背景を明らかにした。第一次世界大戦の前後で、英米の学界においては法典化の是非自体について盛んな議論が行われていた。当時イギリスの学者の間では、法典化は法内容の固定化を招き、慣習法の自然かつ柔軟な成長を妨げるという意見も少なくなかった。これに対し、ハドソンらアメリカの国際法学者たちは法典化をどのように捉えていたのか。この点に関し、当時学界での議論をリードした、ハドソン以外の国際法学者たちの著作も併せて用いて明らかにしていった。

第二の点に関しては、ハドソンの活動を個人文書や外交記録、さらには連盟が保管していた内部文書を検討した。連盟非加盟国であるアメリカが連盟の事業に参加するには、加盟国であり、かつ、常任理事国にその名を連ねていた日本とは異なる事情があったはずである。筆者が既に収集した連盟事務局の文書では、ハドソンが、アメリカの法典化事業への参加が、同国の連盟加入を促すきっかけになり得ると考えて、国務省側に働きかけていた形跡が認められる。この点の詳細を明らかにするため、ハーバード大学ロースクール図書館が保存するハドソンの個人文書や、国務省が有する外交史料を検討していった。

### 4. 研究成果

本研究の補助事業期間中に世界的に流行した新型コロナウイルスの影響を受けたほか、円安や原油価格に起因する渡航費の高騰等の諸般の事情に伴い、補助事業期間の延長を繰り返しながら機会を伺っていたものの、予定していたアメリカ（ワシントンDC、ボストン、ニューヘイブン等）での史料収集の実施は断念を余儀なくされた。そのことにより、当初期待されたハドソンに関する新たな史料の発見や、その分析によってもたらされる研究成果は実質的に得ることができなかった。

他方で、渡米が叶わない中、国内でハドソンの著作物の収集と整理を集中的に進め、また、別の機会に収集してあったハドソン文書のほか、ジュネーブの国際連盟史料館(League of Nations Archives)所蔵の史料や、国務省の外交記録を用いた検討を行ったことで、国際連盟におけるハドソンの法典化事業への関わりについて有意義な知見を得ることができた。ここでの研究結果は、主として論文「戦間期国際法の法典化と国際法学者マンレー・0・ハドソン - 国際連盟とアメリカのはざままで」『国際政治』第204号（2021年）において発表し、単著『国際法を編む - 国際連盟の法典化事業と日本』（名古屋大学出版会、2023年）の一部にも活かされている。

以下、得られた成果について、上記3.で示した2つの点に沿って具体的に述べていきたい。

第一の法典化に関する思想的背景について、ハドソンがその当時のアメリカの学界において、革新的な国際法観を有していたことがわかった。

国際連盟が発足してもなお自国が加盟を渋る一方で、アメリカの国際法学者の多くが連盟やPCIJによる国際法秩序の再構築に期待した。ハドソンはアメリカ国際法学会（ASIL）を率いていたルート（Elihu Root）とともに、アメリカのPCIJ加入を推進するための運動に注力するが、両者の国際法観の隔たりは無視できないものがあつた。ルートが、19世紀から続く古典的な法実証主義の伝統を継承し、「ハーグ方式」と呼ばれる旧来の法的枠組みを墨守する「伝統派」の国際法学者であったのに対し、ハドソンは、その法実証主義が排除してきた他の社会科学の知見を国際法学に取り込み、大戦後大きく変化した国際社会の要請に応えられるような国際法の変革を目指す「改革派」に属する。こうしたハドソンの国際法観は、学生時代に師事した法社会学の泰斗パウンド（Roscoe Pound）の社会学的法学の影響を強く受けているといわれる。従来の国際法学は、旧時代の判例や国家実行から法を「発見する」ことに執着し、刻一刻と変化する現代国際社会の実態に適応した法規範を提示することができない。ハドソンの国際法学は、こうした伝統的国際法の「無能」に対する批判に出発点があるといつてよいだろう。

このように両者の考え方の違いは、「法典化」という用語の理解において顕著に表出する。ルートにとっての法典化とは、既存の慣習国際法の成文化に主眼を置くものであり、それは第一回・第二回ハーグ平和会議の延長線上にある。換言すれば、そこで目指されていたのは、大国を中心とした大戦前の国際法秩序の再興である。他方で、ハドソンが志向した法典化とは、第一次世界大戦を機とした旧来の国際法の刷新である。先の大戦は、伝統的な戦時国際法が画餅にすぎないことを証明した。現実に機能することが期待できない分野の成文化はひとまず置

き、むしろ大戦後の国際社会において一層規律が求められている平時国際法の分野で、国際法規を拡充する方が実践的である。ハドソンにとっての法典化とは、これまでの慣習法の単なる引き写しではなく、望ましい国際法秩序を構築するための規範を新たに「創出する」ことにはかならなかった。

第二の、アメリカが連盟の法典化事業に関わることになった経緯に関しては、裏付けとなる史料の制約に伴い、全容を把握するまでには至らなかった一方で、法典化に積極的であったハドソンをはじめとする国際法学者たちと、それに対して後ろ向きの姿勢を隠さなかった国務省という、両者の温度差が明らかとなった。すなわち、事実として、アメリカが法典化事業に能動的に携わったとしても、それは、同国政府の外側における、あくまで民間レベルでの活動にすぎなかったと評価することもできる。これは、外務省と国際法学会が緊密に連携し、官民一体となって連盟の法典化事業に参画した日本の場合と大きく異なる点といえる。

アメリカによる法典化事業への参加のみならず、そもそもの連盟における法典化事業の端緒をつくりだしたのが、ハドソンであったと言っても過言ではない。連盟が発足した当初、国際法に対する期待はそれほど高いものではなかった。ルートが画策し、第一回連盟総会に法典化事業への着手を求める決議案が提出されるも、イギリスの強硬な反対に遭って否決されてしまう。その後しばらく、連盟総会で法典化事業が議題にあがることはなかった。

この状況に変化をもたらしたのが、ハドソンであった。連盟事務局法務部で一時期勤めていたこともあったハドソンは、事務総長のドラモンド (Eric Drummond) に対して、連盟が国際法の法典化を主導することの重要性を熱心に説き、法典化を推し進めるための総会決議案の原案を起草する。この決議案がスウェーデンの手によって、1924年の第五回連盟総会で上程され、今度は特段の反対もなく無事採択された。これを機に、1930年のハーグ国際法典編纂会議開催までの約6年間にわたる、連盟における法典化事業が開始されることになる。

さらにハドソンは、ハーバード大学を中心とした国際法学者の研究グループを主宰して、独自の条約草案の検討も行なっている。この研究グループは、ハーグ国際法典編纂会議の開幕に合わせ、同会議が扱うことになった国籍・領海・国家責任の3題目についての条約案をそれぞれ作成し、条約交渉を行う参加国の参考に供するために連盟事務局側に提出している。この貢献が認められ、ハドソンらは、先に述べた1928年の総会議において謝辞を受けている。

一方で、連盟で盛り上がりを見せる法典化の気運に対する、国務省をはじめとするアメリカ政府の見方は終始冷淡であったといえる。国務省側の史料の収集が十分ではないため、あくまで暫定的な考察になるが、少なくとも入手し得た史料で分析した限りにおいて、国際法の法典化に対する同省の期待は低かったことが窺える。例えば、ハーグ国際法典編纂会議にアメリカ代表団を送り出す際、国務次官のコットン (Joseph P. Cotton) は、そこで採択される条約の内容がいかなるものになるにせよ、締結は基本的に行わないとし、会期中に何かあればその都度電報で相談するようにとだけ全権のミラー (David Hunter Miller) に伝え、あらかじめ準備した対処方針らしきものは与えていない。この点も、同会議に臨むにあたり、国際法学会のメンバーや関係省庁と綿密な調整と検討を行い、詳細な対処方針を策定した日本の場合と比して対照的といえる。

戦間期国際法の法典化に対するアメリカの関与や姿勢について、本研究で明らかできた事柄は決して多くはないものの、将来の研究の進展のための貴重な一里塚となったといえる。今後、ハドソン文書や国務省の外交記録は格別、ハドソンの研究グループに参加した国際法学者らの個人文書やASILの史料を収集することで、当時のアメリカにおける多様なアクターの法典化をめぐる活動とその群像を、様々な角度から光を当てて立体的に浮かび上がらせることが可能になると期待できる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名<br>高橋力也                                     | 4. 巻<br>42            |
| 2. 論文標題<br>「ムッシュー・マツダ」の海賊条約草案 国際連盟における国際法の法典化と松田道一 | 5. 発行年<br>2021年       |
| 3. 雑誌名<br>アジア太平洋討究                                 | 6. 最初と最後の頁<br>193-215 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                      | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）              | 国際共著<br>-             |

|  |                     |
|--|---------------------|
| 1. 著者名<br>高橋力也   | 4. 巻<br>204         |
| 2. 論文標題<br>戦間期国際法の法典化と国際法学者マンレー・O・ハドソン 国際連盟とアメリカのはざままで | 5. 発行年<br>2021年     |
| 3. 雑誌名<br>国際政治   | 6. 最初と最後の頁<br>66-82 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                          | 査読の有無<br>有          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難                 | 国際共著<br>-           |

|   |                       |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名<br>高橋力也                              | 4. 巻<br>37            |
| 2. 論文標題<br>ルートと戦間期国際法の法典化 ワシントン会議と国際連盟の競合関係 | 5. 発行年<br>2019年       |
| 3. 雑誌名<br>アジア太平洋討究                          | 6. 最初と最後の頁<br>103-141 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし               | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）       | 国際共著<br>-             |

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件/うち国際学会 0件）

|                               |
|-------------------------------|
| 1. 発表者名<br>高橋力也               |
| 2. 発表標題<br>国際法を編む             |
| 3. 学会等名<br>第45回国連史コロキウム（招待講演） |
| 4. 発表年<br>2023年               |

|                                  |
|----------------------------------|
| 1. 発表者名<br>高橋力也                  |
| 2. 発表標題<br>国際法を編む                |
| 3. 学会等名<br>第430回東京大学国際法研究会（招待講演） |
| 4. 発表年<br>2023年                  |

〔図書〕 計2件

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1. 著者名<br>高橋力也     | 4. 発行年<br>2023年 |
| 2. 出版社<br>名古屋大学出版会 | 5. 総ページ数<br>546 |
| 3. 書名<br>国際法を編む    |                 |

|   |                 |
|---|-----------------|
| 1. 著者名<br>Christopher R. Hughes, Hatsue Shinohara | 4. 発行年<br>2023年 |
| 2. 出版社<br>Palgrave Macmillan                      | 5. 総ページ数<br>346 |
| 3. 書名<br>East Asians in the League of Nations     |                 |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

| 6. 研究組織 | 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号) | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号) | 備考 |
|---------|---------------------------|-----------------------|----|
|         |                           |                       |    |

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|         |         |